

平成20年7月29日
文部科学省・厚生労働省
幼保連携推進室

「認定こども園の普及促進について」の公表について

文部科学省及び厚生労働省では、本年5月に両省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」を設置し、認定こども園の普及促進策や運用改善策など総合的な支援方策を講じることを目的に検討を進めてきました。

このたび、当該検討会における検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 検討会について

【設置要綱・構成員】別添1をご参照ください。

【開催実績】

- | | |
|-------|------------|
| (第1回) | 平成20年5月16日 |
| (第2回) | 5月30日 |
| (第3回) | 7月28日 |

2. 内容について

「認定こども園の普及促進について」本文については、別添2をご覧ください。

【主な内容】

- (1) こども交付金制度の創設等
- (2) 運用改善等
- (3) 認定こども園の制度改革の検討

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会の設置について

文部科学省初等中等教育局長・
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長決定

1. 趣旨

認定こども園については、平成18年10月の制度創設以来、認定件数を着実に伸ばしつつあるものの、制度が十分に活用されているとは言い難い。また、制度創設から1年が経過し、徐々に、地方公共団体や施設等現場における運用上の課題が明らかになってきている。

このため、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を取りながら、本制度の推進方策を早急に検討し、具体的な普及促進策や運用改善策など総合的な支援方策を講じることを目的として、両省合同の検討会を設置することとする。

2. 主な検討項目

下記に掲げる検討項目を中心に、認定こども園に対する支援について本年夏頃を目途に検討を行うこととする。

- ・ 地方公共団体、施設、利用者の認定こども園制度に対する理解が深まり、こども園の認定が促進され、また、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発策
- ・ 地方公共団体、施設など現場関係者が使いやすい制度となるような運用改善策
- ・ 上記のほか、認定こども園制度の推進に資するような各種方策 など

3. 検討体制

検討体制については、①両局長をトップとした「検討会」、②その検討会の下に両省の実務担当者レベルの「作業グループ」を設置する。「検討会」及び「作業グループ」の構成員は別紙に掲げる者とする。

4. その他

標記検討の庶務は、検討事項に関係する両省局課の協力を得ながら、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が交代で処理する。

(別紙)

「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」構成員

〔検討会〕

文部科学省 初等中等教育局長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課長
文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長

〔作業グループ〕

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長
文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 室員

※ このほか、検討事項の内容により、必要に応じて、当該検討事項に係る
両省所管課の参加を得ることとする。

平成20年7月29日

認定こども園の普及促進について

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会

(文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる新たな選択肢として導入された制度である。

平成18年10月の制度創設から1年が過ぎたことから、制度が保護者や地域のニーズに応えているかどうかを検証するため、施設を利用している保護者や施設、地方公共団体に対し実態調査を行った。その結果、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。

平成19年4月現在で94件、20年4月現在で229件と、認定こども園の認定件数は増えつつあるが、制度が十分に活用されているとは言い難い。保護者や地域の多様なニーズに応えることが可能であり、また国民からの期待も大きい認定こども園制度の一層の普及促進を図るべく、以下の施策を展開していく。

1. こども交付金制度の創設等

- 「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間（平成20～22年度）の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討する。
- 国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化を推進する。

2. 運用改善等

(1) 会計処理の改善

- 負担金と補助金間の年度内資金貸借の弾力化
- こども交付金により、幼保の枠組みを超えた統合的な補助の仕組みを整備し、経理処理も含めた補助手続きを改善
- 会計処理弾力化へ向けた専門家も交えた具体的検討の実施

(2) 制度の普及啓発等

- 認定こども園パンフレットや好事例集の作成
- 認定こども園制度のQ & Aの改訂・充実及びHP掲載(アンケートの結果、制度上可能であるのに不可能と誤認されているケースへの対応等)
- 全国の認定こども園との継続的な意見交換及び情報交換や、地方への認定こども園制度の説明等の実施

(3) 認定申請手続等の簡素化

- 認定に係る申請手続等に関する事務マニュアル作成

(4) 監査事務の簡素化

- 一定の条件を満たした場合の監査の簡素化についての具体的検討の実施
- 監査事務に関するガイドラインの作成

(5) その他

- 幼保連携型の保育所定員と単価の適用区分に関して、認定こども園であることが不利にならないような取扱いについて検討
- 認定こども園を構成する認可外保育施設の児童に対する災害共済給付適用について、認定こども園の制度改善・制度改正とあわせて検討
- 国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用(財産処分)手続きの簡素化
- 幼稚園教員免許資格、保育士資格のさらなる併有促進へ向けた具体的方策について、幼稚園教員、保育士資格の双方において検討

3. 認定こども園の制度改革の検討

- 認定こども園の制度改革に向けた検討については、地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえ、平成20年度中に結論を得ることとする。